

○携帯電話の「有料コンテンツ料金が未納」の通知が届いたら要確認！

有料コンテンツ料金が未納となっているとの通知が届いたが、信用できるかという相談がアイネスに寄せられています。架空請求と思い、連絡もしないでいると、以前の利用料金であったという事例もあります。有料コンテンツを利用する際の契約や支払いについてはよく確認しましょう。

【事例1】

音楽情報サイトの利用料として、債権回収通知が法律事務所から届いた。3年前の利用料3150円の請求書であった。携帯電話会社からの請求でなく、振込先は法律事務所になっていたため、怪しいと感じた。支払わなければいけないか？

◆アドバイス◆

◎公式サイトでの音楽情報やゲーム等を利用した場合、その利用料金は、携帯電話の通話料等と一緒に請求されます。しかし、何らかの理由で、携帯電話会社の基本料や通話料等が未納になってしまい、一定期間が経過すると、その後サイト料金については携帯電話会社からの請求と切り離されてしまいます。サイト運営会社は、その債権回収を法律事務所等に委託し、今回のような督促状が届いたようです。

◎料金の滞納やサイトを利用した覚えがない場合は、携帯電話会社に問い合わせをすることをお勧めします。また、請求のあった法律事務所や弁護士について疑問が生じる場合は、登録の有無などを弁護士会に確認しましょう。

◎この他、有料サイト利用料金の架空請求の場合もありますので、疑問が生じた時やトラブルがおきた場合は、できるだけ早く、お近くの市町村の消費生活相談窓口や大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）にご相談ください。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

○振り込め詐欺撲滅の標語・シンボルマークが決定しました！

○振り込め詐欺撲滅標語

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/261190_286558_misc.pdf

○振り込め詐欺撲滅シンボルマーク

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/261190_286559_misc.pdf

たくさんのご応募をいただき、ありがとうございました。

【警察庁の情報】

○その宛先は大丈夫ですか？ 現金書留、小包等で現金を郵送させてだまし取る詐欺事件が依然として発生しています。

〔振り込め詐欺被害者が現金等を送付した住所の公表（更新）〕

http://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jusyo.pdf

【国土交通省の情報】

○チャイルドシートの肩ベルトの調整を忘れずに！ ～お子様がチャイルドシートから抜け出し、チャイルドシートの肩ベルトが首にかかって負傷する事故が発生しました～

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_001152.html

【独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の情報】

○介護現場における介護ベッド等による事故の防止について（注意喚起）

<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs120823.html>

【農林水産省の情報】

○無許可で商品先物取引の勧誘を行う業者に対する注意喚起のためのポスター・リーフレットを作成しました。

・ポスター <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/pdf/poster.pdf>

・リーフレット

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/pdf/leaflet.pdf>

【消費者庁・国土交通省の情報】

○機械式立体駐車場での事故にご注意ください！（再周知）

（消費者庁） http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120823kouhyou_1.pdf

〔参考〕機械式立体駐車場の安全対策の強化について

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120823kouhyou_2.pdf

（国土交通省） http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000007.html

【消費者庁の情報】

○株式会社ドクターシーラボに対する景品表示法に基づく措置命令

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120831premiums_1.pdf

○特定保健用食品の許可について

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin932.pdf>

○子どもの窒息事故にご注意ください！

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120824kouhyou_1.pdf

○消費者安全法の重大事故等に係る公表

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120906kouhyou_2.pdf (9月6日公表分)

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120830kouhyou_3.pdf (8月30日公表分)

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120823kouhyou_4.pdf (8月23日公表分)

○消費生活用製品の重大製品事故に係る公表

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120904kouhyou_1.pdf (9月4日公表分)

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120831kouhyou_1.pdf (8月31日公表分)

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120828kouhyou_1.pdf (8月28日公表分)

○阿南長官記者会見要旨

http://www.caa.go.jp/action/kaiken/c/120829c_kaiken.html (8月29日)

http://www.caa.go.jp/action/kaiken/c/120822c_kaiken.html (8月22日)

○「消費者安全法の一部を改正する法律」の公表

・概要 http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120831legal_1.pdf

・要綱 http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120831legal_2.pdf

・法律 http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120831legal_3.pdf

【内閣府・消費者委員会の情報】

○医療機関債に関する消費者問題についての提言

<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2012/0904teigen.html>

○消費者委員会委員と消費者団体ほか関係団体等との意見交換会【議事録】

<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2012/004/gijiroku/index.html>

○第97回消費者委員会【議事録】(食品表示一元化について、地方消費者行政について他)

<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2012/097/gijiroku/index.html>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口 ↓ URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談)

・受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

・相談電話:097-534-0999

◇消費生活特別相談(平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施)

・受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

・相談電話:097-534-0999

◇食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など)

・受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

・相談電話:097-536-5000

☆メルマガの登録者を募集しています！☆

- ・ 配信を希望される方は、下記のメールアドレスまでお申し込みください。
（メールアドレス、お名前、市町村名をご記入のうえ、「PC版又は携帯版のメルマガ
配信希望」と書いて送信してください。）
- ・ 申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ用アドレスを変更しました）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====